高知県教育委員会 会議録

令和3年11月定例委員会

場所:教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年11月30日(火)13:30 閉会 令和3年11月30日(火)14:16

(2)教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤	博明
	教育委員	平田	健一
	教育委員	永野	隆史
	教育委員	森下	安子
	教育委員	町田	美紀
	教育委員	弥勒	美彦

古知旧粉杏禾吕春市致已 粉杏布目 (%)任)

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高 知県教育安貝会事務局	教育火長 (総括)	台田	和穗
<i>II</i>	教育次長	菅谷	匠
<i>''</i>	教育次長	黒瀬	渡
<i>''</i>	教育政策課長	小笠原	頁直樹
<i>''</i>	教職員・福利課長	中平	貢正
<i>''</i>	高等学校課長	濱川	智明 (付議第1号のみ)
<i>''</i>	高等学校振興課長	野田	健一(付議第1号及び第3号のみ)
<i>II</i>	特別支援教育課長	高橋	信司 (付議第1号のみ)
<i>II</i>	文化財課長	中内	勝
<i>II</i>	教育政策課課長補佐	三谷	玲子
<i>II</i>	小中学校課課長補佐	益永	美佳 (付議第1号のみ)
<i>II</i>	教育政策課教育企画担当チーフ	北村	朋理 (会議録作成)
<i>II</i>	教育政策課主査	前田二	Oぼ美 (会議録作成)

(4) 議事の大要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 11月定例委員会を開催する。

教育次長(総括) (提案説明)

教育長 付議第1号から第3号は高知県議会 12 月定例会に提出予定の議案

について検討を行うもの、第4号は個人の情報を含む議案のため、 非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

教育長 それでは、付議第1号から第4号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)】

〇教育政策課長 説明

○質疑	【非公開】
教育長	今高知城で行っているイベントは 10 日間で入場者数 1 万人などと聞く
	が、この収入も見込んでいるのか。
事務局	新型コロナウイルス感染症の第2波の影響で休館になったような昨年の
	状況を踏まえ、含みを持たせている。10月の段階で収入の方が少し改善し
	たため、そこについては見直しを行っている。
教育長	最終的には精算をするのか。
事務局	精算し、収入が支出を上回った部分については全額返していただく形に
	なる。
** * =	TB たの言句せの ノベン しはじの ノミルの切り にわてのも
教育長	現在の高知城のイベントはどのくらいの収入になるのか。
事務局	 昨日までの入館者実績では 22,943 名である。昨年の GoTo トラベル事業
争伤问	がある中での実績とほぼ変わらない見込みとなっている。
	がめる中での天順とはは変わらない元匹がとなっている。
教育長	収入はどうか。
17.17.12	
事務局	まだおさえていない。
教育長	イベントの入場料が大人1人1,000円だと思うが、イベントによる収入
	は高知城の収入にどれくらい入るのか。
事務局	イベントとは別立てであり、通常の入館料をいただく形になる。
教育長	高知城へ入った人から入館料をいただくだけで、イベントの入場料から
	の収入はないということか。
事務局	今回はセット券や一定の売り上げマージンといったものをいただく形に
	はなっていない。
松 本 E	ノベントのついでに京知ばるるってノかもご問ろにかてしいこことか
教育長	イベントのついでに高知城へ入ってくれたら収入になるということか。
事務局	 そうである。
学 物问	
平田委員	 資料5ページで、YAMAKIN(株)からの寄付が100万円とあり、これは毎
, xx	年いただいているように思うが、どんな関係で寄付をしてくれているのか。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

事務局 会長が高知県の出身であり、オーテピア高知図書館内にはヤマキン・ライブラリーという YAMAKIN (株) からのふるさと納税に基づき購入した本のコーナーを設けている。寄付は、オーテピア高知図書館ができる前の県立図書館の頃から、人材育成のため、できるだけ多くの子どもたちに、ICTやプログラミングなどの勉強のための書籍を読んでほしいという思いから、毎年いただいている。 何の会社なのか。 歯の治療用のセラミックや貴金属、チタンといったものを作っている会社である。令和4年(2022年)7月に本社(登記)を大阪から高知県の香南市香我美町に移すことを正式に発表している。以前は山本貴金属地金株式会社という社名だった。

平田委員 教育に対してこういった寄付をしてくれており嬉しく思う。

事務局 ふるさとに思いを持って寄付していただいている。

教育長 付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。

各委員 全員举手

教育長 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部 を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (教職員・福利課)】

〇教職員・福利課長 説明

○質疑 【非公開】

弥勒委員 年間を通して柔軟な働き方を許容する制度でいいとは思うが、その主旨で考えると、制約が多い気がする。参考資料3の「制度の導入に当たっての前提」の「時間外在校等時間が上限時間(42 時間/月、320 時間/年)の範囲内」のところで、夏休み以外に多く働いて、夏休みにまとめて休みをとりたいときに、上限が月42 時間ということは、1 日あたりの残業時間が2時間くらいになり、人や場合によってはそれが制約になって柔軟な制度にならないのではないか。 事務局 逆からの発想にはなるが、夏休み等の長期休業期間の中で教員が自由に休みを取れるのは、研修も入ってくるため5日程度が限度になる。5日分の勤務時間は38 時間45 分なので、4 月が忙しいからといって毎日10 時間

や 11 時間働いても5日分を超えては振り替えの休みがとれないということになる。上限を規制しないと、いくら本人の希望とはいえ、長時間の労

働が続くことになってしまう。そこは全体の制度設計上、学校現場全体では、いわゆる時間外に相当する在校等時間を月に45時間・年間360時間を上限として、いかに抑えるかということで取り組んでいるため、この制度導入とあわせて働き方そのものも見直し、いわゆる時間外も減らしていこうという発想が根底にあるので、あまり自由に取れることだけに着目せず、5日取得できる程度でやるという制度設計になっている。

弥勒委員

5日間休みを取ることができれば、夏休みに1週間家族と旅行をするといったことなどが可能だということか。

事務局

5日休みが取れれば、土日とあわせて連続して休暇を取り、9連休にするといったことも可能である。先ほど夏休み期間中に研修などを入れていると説明したが、お盆を中心に前後2週間は研修を入れない期間を設定しているので、そのあたりで集中的に取っていただければかなり有意義な休暇が過ごせるのではないかと考えている。

弥勒委員

普通の企業であれば有給休暇があり、このような制度がなくても普通に 休める環境が当たり前だと思うので、さらに制度で上乗せになるといいと 思う。民間の企業と比べると窮屈な働き方だと思った。

事務局

実際、現場で授業を持っている教員は一般の行政職より休みを取ることに制約があるかもしれないが、教職員も年次有給休暇は20日ある。実態としては7時間45分の勤務時間だけでは、授業準備や自身の仕事の残務整理といったことで手当は出ないが恒常的な時間外勤務が多く、これを少しでも減らすためにこういった制度を入れながら全体の勤務時間を圧縮していく。

弥勒委員

教員の志願者が必ずしも右肩上がりに増えていっているわけではないと 思うので、多くの人がなりたいと思えるような、残業時間を減らし柔軟な 働き方ができる環境を作ることは大事だと思う。

教育長

こうしなければならないという制度ではない。4月や5月にこういった制度を活用し、夏休みにまとめて休日を取るという個々の教員の働き方の1つの選択肢として、この制度を増やすもの。制度導入にあたっての前提自体は、国の指針で、42時間や320時間といった上限や連続して休みをとるといった全国的に統一したものが決められているので、そこを県で変えることは困難である。

森下委員

参考資料3「3制度導入に関する調査結果等」で「今のところ導入しない方向で検討中」が7教育委員会とあるが、導入しない理由は何か。

事務局

色々な意見があると聞いているが、基本的に条件が整った教職員にしか

使えない制度であり、在校等時間が多い分、今すぐには導入の必要性が低いことや、職場全体が忙しいのでまずは働き方改革に係る校務支援システムの活用推進などその他の施策に力を入れて取り組み、その後に制度を導入するといったことを考えていただいているのだと思う。加えて、県教委として、まだ制度の良さを十分にお伝えしきれていない部分もあるかもしれないので、条例が可決されれば市町村へ改めて説明をしていきたい。

森下委員

教職員の方々の選択肢が増えることはいいことだと思うので、ぜひその 良さなどを広報していただきたい。

教育長

県が条例を制定することで、県立学校の教職員はこの制度を利用できるようになるが、市町村の教職員は、市町村において制度化しないと利用できない。法律で一つ選択肢を増やすようになっているため、県としては条例を作って条件整備をすることが一つの責務だと思う。

弥勒委員

働き方改革という言葉が様々なところで出てきている。国が法律を作っていると思うが、教員の声は最終的にそういったところへきちんと届くようになっているのか。

事務局

基本的には教職員にどういう制度が求められているのか、きちんとした 審議、判断があり、その判断の下で、実態として教職員の働き方のどういったところを改善する必要があるのかということを踏まえ立法行為がなされているものと考える。

教育長

付議第2号の議決を求める。 賛成する委員は挙手をお願いする。

各委員

全員挙手

教育長

付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 (新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議 案に係る意見聴取に関する議案 (高等学校振興課)】

〇高等学校振興課長 説明

〇質疑 【非公開】

教育長落札日はいつか。事務局10月26日である。教育長議会にかけるということは予定価格が5億円を超えるということか。事務局そうである。

永野委員 丘の上でも1階は浸水するのか。

事務局 安芸桜ケ丘高校の敷地は斜面になっており、1階から2階の実習棟にあ

たる部分までは高さがあるため、浸水しない。校舎棟の南がグラウンドに

なっているが、そのあたりまでが浸水予定区域になっている。

永野委員 保健室は1階となっているがそこはいいのか。

事務局 保健室については、運動場からの生徒対応ということも考えて1階にし

ている。

弥勒委員 入札に参加したのは何社か。

事務局 4社である。

平田委員参考資料2の図で見ると、現在の校舎の位置とほとんど変わらないとこ

ろに建てるのか。グラウンドは現状維持で確保できるのか。

事務局 その予定である。

平田委員 実習棟を改修して、それ以外は全部新築ということか。

事務局 そうである。

平田委員 プレハブのような校舎を建てて授業をしながら新築工事を進めていくの

か。

事務局 安芸桜ケ丘高校の生徒には、工事期間中に不便をかける部分があるが、

教室についてはプレハブではなく、実習棟を改修してそちらに一時的に生 徒に移ってもらい、その間に校舎棟と体育館の改修を行い、終わった後に

戻る形になる。

平田委員 安芸高校に安芸桜ケ丘高校の生徒が行って授業を受けることはないとい

うことか。

事務局 そうである。通常の授業についてはこの敷地内で授業をする予定である。

平田委員 生徒の学びにしわ寄せが行かない計画を立てていると思うので、よろし

くお願いしたい。

教育長生徒数が少ないからできるのだと思う。今生徒数はどれくらいか。

事務局	全校生徒で 70 名程度、今年の入学生は 25 名である。
教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第3号を原案のとおり議決する。

※付議第1号から第3号議案については非公開議案であったが、令和3年12月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。

【付議第4号 登録審査委員の任命議案

(文化財課)】

〇文化財課長 説明

○質疑 【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第4号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

(5)議決事項

付議第1号から第4号

原案どおり議決